

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

【各種ハラスメント防止対策】

鹿児島労働局に寄せられた職場における各種ハラスメントに関する相談件数

⇒1,360件（令和5年度）

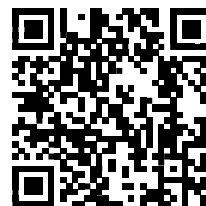
- 「パワーハラスメント」・・・・・・・・・・1,043件（76.7%）
- 「セクシュアルハラスメント」・・・・・・・・154件（11.3%）
- 「育児・介護休業に関するハラスメント」・・119件（8.8%）
- 「妊娠・出産等に関するハラスメント」・・・44件（3.2%）

職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

職場におけるパワーハラスメントの防止措置を講じること、セクシュアルハラスメントの防止措置を講じること及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが、事業主に義務付けられています。法に定められた措置義務を確実に実施し、ハラスメントのない職場づくりをお願いします。

- 【ハラスメント防止対策自主点検票】で措置義務の実施状況をご確認ください。
- 「職場におけるパワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です！」のパンフレットで詳細をご確認ください。
- ハラスメント防止対策の取組を「鹿児島働き方改革推進支援センター」（鹿児島労働局委託）が支援しています。詳細は別添リーフレットをご確認ください。
- ポータルサイト「あかるい職場応援団」では、ハラスメント防止対策に係る動画やハラスメント対策導入マニュアル、社内周知啓発用資料等多くのコンテンツをご利用になれます。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



【育児・介護休業法等の改正及び両立支援等助成金に関するご案内】

- ・ 令和6年5月31日に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年4月1日以降、①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、②育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定時の数値目標の設定の義務付け、③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化が段階的に施行されます。改正のポイントにつきまして別添リーフレットをご確認ください。
- ・ 令和6年1月に育児休業や短時間勤務の利用期間中の業務代替を支援する「両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）」が新設されました。詳細は別添リーフレットをご確認ください。